

令和7年度 事業計画書

施設名：鳥取県立布勢総合運動公園

指定管理者 公益財団法人鳥取県スポーツ協会

目 次

1	管理運営の方針	1
2	管理の基準	2
3	施設管理	10
4	スポーツ・レクリエーション振興	21
5	利用促進とサービス向上	23
6	災害・事故等の未然防止と緊急時の対応	30
7	既存のネーミングライツ命名権者を活用した取組の提案	36
8	管理経費	36
9	組織及び職員の配置	37
10	その他の計画等	41
11	利用者数見込み及び収支計画	43
12	処遇改善計画	43

1 管理運営の方針

本県のスポーツ・レクリエーション拠点としての高度な施設機能を最大限に発揮し、県民の健康の増進や競技力の向上がはかれるよう管理運営に取り組みます。

また、誰もが広く利用する公の施設としての特性を十分認識し、利用者にとって公平・公正で快適な公園づくりを行っていきます。

更に、設置から四半世紀以上を経過し老朽化しつつある施設を少しでも長く最適な状態で保つために、日々の日常点検・定期点検を行うなど、安全・安心・快適に過ごせる公園づくりを目的とした、次の7項目を管理運営の基本とします。

(1) 公平な利用と安全快適な利用のための管理

- ・公平な運営・利用を確保するため、園内のバリアフリー化、掲示物の多言語化などへの取り組みなど、誰もが公平に利用できるよう努めます。
- ・全職員に人権学習の研修を行い、人権に対する意識の向上に取り組みます。
また、施設の利用にあたっては、特定の個人や団体を優遇することがないように、公平を期した管理運営を行っていきます。
- ・法定点検、日常点検、専門家による定期点検を行い、常に最適の状態であるかどうか確認し、異常があれば速やかに対応します。
- ・専門性を生かした職員を適切に配置し、施設や機器の機能が最大限発揮できるよう努めます。
- ・園内に点在するトイレや東屋については常に衛生的に管理し、快適に使っていただけることを心がけます。
- ・施設の管理は、長寿命化計画に基づいて、適期に修繕・改修を行うことにより、施設の長寿命化をはかります。

(2) 競技スポーツの推進と関係団体との連携

- ・当協会に加盟する競技団体と連携し、全国規模の大会や合宿を誘致し、日本のトップアスリートのプレーを間近で観戦できる環境を提供します。また、生涯スポーツやレクリエーション活動の普及推進に取り組みます。
- ・ネーミングライツ愛称の定着に向け、ネーミングライツ企業と連携し周知・定着・普及を図ります。
- ・健康の維持増進及びスポーツ技術の習得などの要望に対し、可能な限り技術的な指導や相談に応じるよう努めます。

(3) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進と障がい者スポーツ拠点の取り組み

- ・県民の体力の維持・増進、運動実施率の向上、スポーツに親しむきっかけづくりなど、スポーツを通して健康に生活できる環境づくりを目指します。
- ・すべての年代を対象にしたスポーツ教室、仲間との交流・生きがいづくりを目的としたグラウンド・ゴルフ大会などのイベントを実施します。
- ・地域スポーツの発展を目的として、指導員を派遣、ニュースポーツ用具の貸し出し、

総合型地域スポーツへの支援を積極的に行っていきます。

- ・障がい者スポーツの拠点として、障がいのある方々が平等にスポーツを行い楽しめる環境を整えていくため、全職員が障がいのある方々に対応できるよう研修を行うなどして取り組みます。
- ・気軽にスポーツに取り組めるよう、誰でも参加できるスポーツ教室や福祉プログラムを実施します。

(4) 収入確保と経費の縮減、環境活動への取り組み

- ・収入の核となる施設使用料、自動販売機手数料、自主事業収入を更に充実させるため、利用率の低い施設の有効活用や、有料施設以外を使ったイベントの誘致に努めるとともに、自動販売機の設置場所及び設置台数の適正化に努めます。
- ・経費の縮減について、電気契約の見直しや光熱水費削減のための低効率器具等の更新に取り組みます。
- ・SDGsの推進及び省エネルギー、省資源については、鳥取県版環境管理システムを実践し、利用者の利便性を確保しながら環境に配慮した施設運営を行います。
- ・資源の再利用について、園内で発生する植栽クズや仮芝などを堆肥化し、植栽の肥料とするなどして有効活用します。

(5) 利用者サービスの向上

- ・利用者の目線に立ち、様々なニーズを把握しながら満足いただける環境整備や事業の企画・実施に取り組みます。
- ・意見・要望等を集約するため、意見箱の設置や声掛けによる情報収集を行い、公平・公正に判断しながらサービスの向上に努めます。

(6) 管理実績・人的資源を生かした管理・運営

- ・当協会が長年培ってきた管理経験及び人的資源を生かし、スポーツ施設では高度な機能が十分に発揮でき、公園においてはより快適に安全・安心に過ごせる公園づくりを行います。

(7) 都市公園としての管理運営

- ・都市公園法を遵守し、都市公園の役割を十分理解するとともに、役割が発揮できるような適正な人員の配置と県との密接な連携により、災害時における安全性の向上、地域の活性化、心身の健康増進などの役割を果たします。

2 管理の基準

(1) 有料公園施設の設定

ア 有料施設

各スポーツの競技大会の実施が可能であり、大会に必要な用具や機器、グラウンドコンディションのすべてが整っている下記施設を有料公園施設とします。

陸上競技場、球技場、野球場、テニスコート、補助競技場、多目的広場、県民体育館、投

てき場

イ 有料公園施設のうち、一般利用に係る許可を要しないこととする施設

施設の維持管理を行う上で支障がなく、大会などの専用利用がない場合に限り、県民のスポーツ・運動の機会を提供するため、一般利用に係る許可を要しない下記施設を開放します。

ただし、投てき場については陸上競技投てき種目とアーチェリー競技での利用が可能であることから、同時利用による事故を防止するため、それぞれの競技で利用可能な曜日及び時間を各競技団体と協議のうえ割り当て、安全な利用につとめます。

補助競技場、多目的広場、投てき場

(2) 利用時間の設定

有料公園施設の利用時間については、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう職員による施設設備の点検・清掃を行うため、午前9時00分から午後9時00分（体育館は午後10時00分まで）とし、大会などの運営上、指定管理者が特に必要と認めた場合は、利用時間を拡大するなど臨機応変に対応します。

【設定内容】

	4月1日～9月30日	10月1日～3月31日
陸上競技場	9:00～21:00	
補助競技場	9:00～19:00	9:00～17:00
球技場	9:00～21:00	
多目的広場	9:00～19:00	9:00～17:00
投てき場	9:00～19:00	9:00～17:00
野球場	9:00～21:00	
県民体育館	9:00～22:00	
テニス場（照明あり）	9:00～21:00	
テニス場（照明なし）	9:00～19:00	9:00～17:00

※有料公園施設以外の公園部分は、原則として常時開放します。

ウ 利用時間拡大の取り組み

利用者の要望に応えるため、以下のとおり利用時間の拡大を継続します。

(ア) 利用時間の延長

大会やイベントの準備などで、早朝からの利用要望があった場合、または後片付けなどで閉館時間を越える利用要望があった場合には、事前申請により指定管理者が必要性を認めた場合に限り対応します。

(イ) 夏季早朝利用時間の拡大

特に部活動などで利用される場合、涼しい時間帯に練習を行うことで熱中症予防につながるため、下記のとおり一部の施設の利用時間を拡大します。

基本利用時間	7月1日～9月30日	該当施設
--------	------------	------

	拡大利用時間	
9:00～21:00	8:30～21:00	陸上競技場、雨天練習場、陸上競技場トレーニングルーム、補助競技場、投てき場

(3) 休園日及び休館日の設定と駐車場の開放時間

ア 休園日及び休館日の設定

公園全体としての休園日は年末年始（12月29日～1月3日）とし、県民体育館は、施設設備等の維持管理作業のため、毎月第3火曜日を休館日とします。（第3火曜日が祝日の場合は、その翌日とします。）

ただし、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興や、心身の健康増進を図る目的で開催される催し物など、指定管理者が特に必要と認めた場合は、臨時の開園（開館）に対応します。

イ 臨時開園の取り組み

利用者の要望に応えるため、休園日（休館日）に臨時開園（開館）するなど、利便性の向上に取り組めます。

(ア) 休園日（休館日）の大会及びイベント開催

国・県が主催する行事、または県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興及び心身の健康増進を図る目的で開催される行事については、可能な限り対応します。

(イ) 有料公園施設以外の開放

休園日においても、園内をランニングやウォーキング等で利用される方のため、第1駐車場を開放するとともに、休園期間中は職員が園内巡視を行います。

ウ 駐車場の開放時間

公園敷地内にある8箇所の駐車場については、休園日以外の基本開放時間を次の表のとおり設定します。

ただし、休園日でも、園内をランニングやウォーキングなどで利用される方が多いことから、第1駐車場に限り休園日にあたる12月29日から1月3日の間は常時開放するとともに、利用者の安全確保のため職員による園内巡視を行います。

また、大会やイベント等の開催により主催者から設定時間外の開錠・施錠希望があった場合は、必要性を検討し可能な限り対応します。

第1駐車場	午前6時00分から午後10時10分
第2駐車場	大会等によるバスでの来園の場合のみ、主催者との打ち合わせにより解放時間を設定
第3駐車場	2期に分けて設定 4月～9月：午前9時00分から午後7時00分 10月～3月：午前9時00分から午後5時00分
第4駐車場	2期に分けて設定

	4月～9月：午前9時00分から午後7時00分 10月～3月：午前9時00分から午後5時00分
第5駐車場	午前9時00分から午後9時00分
第6駐車場	午前9時00分から午後9時00分 ※ノバリア設置に伴い、駐車場の一部がノバリア職員駐車場となることから、東桂見地区長との協議により開場時間を午後9時00分までとした。
第7駐車場	2期に分けて設定 4月～9月：午前9時00分から午後7時00分 10月～3月：午前9時00分から午後5時00分
南駐車場	常時開放

(4) 受付・案内、利用許可業務の実施

ア 利用の受付及び案内業務

陸上競技場及び県民体育館の受付窓口には、常時1名以上の職員を配置し、利用受付、施設案内、付属設備・備品の貸し出しなどを迅速かつ的確に対応します。

イ 利用許可業務

公平・公正な利用を確保するため、全職員が公園の設置目的や都市公園条例を理解し、利用許可、措置命令等、利用許可の取り消し等、「鳥取県立布勢総合運動公園 利用許可・減免手続き要領」に基づき適正に処理します。

(5) 利用者の苦情等などの未然防止と対処方法

ア 苦情・クレーム等の未然防止策

(ア) 発生原因の分類と苦情などの防止体制の強化

苦情・トラブルの発生原因を以下の4つに分類し、特に未然防止に取り組みます。「施設側に起因するもの」については、課題解決のPDCAサイクルに基づいて防止策に取り組みます。

発生原因	想定される内容等
施設側に起因するもの	接客態度、説明不足、設備の不具合など
利用者間の問題によるもの	マナー違反、迷惑行為、わがままな自己主張など
外部的要因	クレーム、いやがらせなど
予想が困難なもの	停電、交通渋滞など

(イ) 苦情・トラブルの「芽」と職員教育の徹底

利用者から直接寄せられた声やメッセージカード（ご意見箱）などの情報により、苦情やトラブルの「芽」と思われる内容を早期に感知し、課題解決に取り組みます。些細なことでも見逃さず、利用者の声を聞き取ることが重要であると考えます。

また、職員教育の実施を今後も継続し、研修などをおして職員の資質向上に努めます。

(ウ) 職員教育の徹底

職員の接客対応等による苦情・トラブルが少なからず発生するため、同じことを繰り返さぬよう、外部講師等による職員研修を実施するなどして徹底した教育を行います。

イ 苦情やトラブルに対する対処方法

起こってしまった苦情やトラブルには、事実確認や正確な説明等、迅速な対応に努めます。また、原因を追究し、管理者側に不備があった場合には、一施設としてではなく当協会全体で再発防止に努めます。

(ア) 苦情やトラブルの対応について

苦情やトラブルを起こしてしまった場合は、真摯に受け止め以下のように対応します。

謝罪	・ 不快な思いをさせてしまったことに対し謝罪をする。
傾聴と共感	・ 利用者の話を真摯な姿勢で最後まで聞く。 ・ メモを取るなど記録を残す。
事実確認	・ 必要であれば、公正に関係者全てに事実確認を行う。
説明と提案	・ 施設側に非がある場合は、謝罪とともに事後の対応を話し合う。 ・ 利用者に非がある場合でも、ご理解いただけるよう慎重に対応する。 ・ 納得していただけない場合などは、事務局や県所管課と協議し、必要であれば専門家へ相談するなど速やかに対応する。
解決と再発防止	・ 発生原因や対処方法をまとめ、その後のサービス向上に生かす。 ・ 協会全体で情報共有化を図り、同種の問題の未然防止に努める。

(6) 利用料金の考え方と設定内容、徴収・返還

ア 料金設定

既に承認を受けている料金表を継続します。

イ 料金の徴収

事前に承認を受けた料金表に基づき、適切に料金を徴収します。

ウ 料金の返還等

利用料金徴収後、下記の理由により利用が困難になった場合は料金を全額返還します。

また、料金未徴収時であった場合は徴収しません。

- ・ 屋外施設に限り、悪天候により利用が困難になった場合。
- ・ 災害などにより利用が困難になった場合。(避難所の指定等含む)
- ・ 施設及び設備に異常が発生し利用が困難になった場合。
- ・ その他、指定管理者が認めた場合。

エ キャンセル料

上記「料金の返還等」に該当するものを除き、利用日を含めて5日以内のキャンセルは、施設使用料を全額キャンセル料として徴収します。なお、キャンセル料は減免を予定した利用予約であっても対象とします。

オ 料金徴収の簡略化

利用料金を徴収する際に受付が混雑することがあるため、県民体育館トレーニングルーム専用窓口の設置や券売機の設置により利用者の利便性の向上に取り組みます。

(7) 利用料金の減免

承認された減免基準に基づき手続きを行います。

減免利用の可否については適正に審査するとともに、申請書などを正しく処理します。

また、利用者に対して減免の適用について分かりやすく説明します。

(8) 利用調整の方法及び判断基準

ア 利用調整の考え方と判断基準

(ア) 施設利用調整調査の実施

施設利用調整調査の実施については、年間の大会及びイベントなどを円滑に実施するため、年間の利用調整を公平・公正に決定できるよう取り組みます。

・大規模施設利用調整調査

国・県が主催する行事及び中国大会以上の大規模な大会やイベントについては、前々年度の8月に大規模施設利用調整調査を実施します。

なお、鳥取県高等学校総合体育大会など、県内の学校が参加する主要な大会及び指定管理者が必要と認めた行事についても、大規模施設利用調整調査で決定します。

・施設利用調整調査

上記以外の県大会、地域の大会、学校行事などについては、前年度の2月に施設利用調整調査を実施し、年間利用計画を決定します。

(イ) 利用調整の判断基準

複数団体で利用希望日程が重複した場合の優先順位は以下のとおりです。

また、同等規模の大会及びイベントが重複した場合は、協議又は抽選を行い、公平に決定します。

【優先順位】

①国・県が主催する大会及びイベント

②国際大会又はこれに準ずる大会及びイベント

③全国大会又はこれに準ずる大会及びイベント

④西日本大会又はこれに準ずる大会及びイベント

⑤中国大会又はこれに準ずる大会及びイベント

⑥近県大会又はこれに準ずる大会及びイベント

⑦県大会又はこれに準ずる大会及びイベント

⑧東部地区大会又はこれに準ずる大会及びイベント

⑨指定管理者が必要と判断した場合は、優先順位が下位のものであっても優先的に利用を決定することが出来る。

(ウ) 調整調査の参加団体

県や当協会の加盟団体及び毎年布勢公園を利用いただいている団体には、施設利用調整調査開催案内を送付します。

また、新規で調整会に参加を希望される団体等については、都市公園条例に基づき参加の可否を決定します。

(エ) 利用調整後の早期予約対応

大規模・年間利用調整後、新たに大会及びイベント等の利用申請をする必要がある団体等については、その内容を(イ)の優先順位に照らし合わせ管理者が必要と判断した場合は、事前に決定した行事等と重複しない日程であれば早期の利用予約を決定します。

(9) 個人情報の保護への対応

鳥取県に準じた「鳥取県スポーツ協会個人情報保護規程」に基づき、個人情報の取得管理について具体的に定め、「鳥取県個人情報保護条例」(平成11年鳥取県条例第3号)第11条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守します。

ア 個人情報管理

本会個人情報保護プログラムにより、諸規定に沿った責任体制で管理します。

イ 個人情報保護方針

個人情報取扱事業者の義務として、安全・安心な利用を担保する情報管理対策を実施します。

- ・法令に準拠した個人情報保護方針及び「鳥取県個人情報保護条例」に準じた個人情報保護規程による管理
- ・公正な手段による個人情報の取得及び利用目的の明確化
- ・情報機器のID及びパスワード化など、適切なアクセス制限
- ・外部媒体の接続制限、不要データの廃棄、不正ソフト使用禁止などのセキュリティ対策

ウ 指定管理者に課される守秘義務の徹底

個人情報、非開示情報などの権利利益や公益を害する事態を招かないために、守秘義務及び懲戒などに関する規程を含む就業規則等を制定し、正職員だけでなく非正規職員を含む全職員対象の研修会を実施することにより周知徹底に取り組みます。

エ マイナンバーへの対応

本会の特定個人情報を適正に取り扱うため、「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年特定個人情報保護委員会制定)に基づき、「(公財)鳥取県スポーツ協会特定個人情報取扱規程」を定め、特定個人情報事務取扱担当者を配置し限定した取扱いとします。

オ コンプライアンスへの取り組み

社会的責任を全うするため、鳥取県の管理代行者として職責を深く自覚し、高い倫理意

識を持ち法令遵守はもとより、違法行為や反社会的行為は行いません。

(ア) 遵守しなければならない主な法令・条例

憲法	消防法	省エネ法
スポーツ基本法	労働安全衛生法	個人情報の保護に関する法律
地方自治法	環境基本法	健康増進法
労働基準法	都市公園法	浄化槽法

(イ) コンプライアンスに係る行動指針

下記指針に基づいてコンプライアンスの徹底を図ります。

コンプライアンスに係る行動指針

1. わたしたちは法律や良識に反することは決して行いません
2. わたしたちはその行動が正しいかを考えてから行動します
3. わたしたちは社会から誤解や不名誉な評価をうけることの無いよう正しい判断と節度ある行動につとめます
4. わたしたちは業務上の危険を予知し、業務を安全に遂行します

(ウ) 適正な経理処理と監査体制の充実

- ・ 予算、決算及び金銭会計規則に準じた取扱いの徹底

鳥取県が定める会計規則などに準じた処理方法に基づき、県内各地域の指定管理業務の中で培った経験を活かし適正な金銭管理を行います。

- ・ 経理帳簿の整備及び運用

下記の5原則に基づき、不正のない管理体制を構築し適正に運用します。

- ① 相互確認の原則
- ② 領収書授受の原則
- ③ ダブルチェックの原則
- ④ 簿外現金禁止の原則
- ⑤ 金銭残高確認の原則

- ・ 本会監事による会計監査

不正な経理処理を防ぐため会計監査を実施し、県からの指摘事項等の改善調査や業務運用状況調査など早急な対応を行い、経理帳簿運用の内部調査機能強化に取り組めます。

(10) 情報公開への対応

鳥取県の管理運営代行者として、職務上作成したもの又は取得した文書などを公開するものと、非公開にするものと区別するため、「鳥取県情報公開条例」(平成12年鳥取県条例第2号。)の規定に準拠し策定した「(公財)鳥取県スポーツ協会情報公開規程」に基づき対応します。

ア 情報公開を行うための措置

県民の公文書の開示を請求する権利を最大限配慮し、情報開示申出書の提出があった

場合は「開示の可否」「開示に係る文書」「開示の日時・場所」「開示方法」などを15日以内に決定し通知します。

イ 情報格差への対応

すべての人にやさしい情報提供を行うために、知識・機会・貧富等の格差が生じないよう、内容や表現に十分注意します。

- ・子どものために、ひらがなやルビを活用します。
- ・ユニバーサルデザイン(UD)の視点に基づいた「UDゴシック」の活用「カラーUD」への配慮を推進します。

3 施設管理

だれもが衛生的に安全で安心して利用できるよう、日々の清掃活動や点検等を適正に行い、快適に利用していただけるよう取り組むとともに、各施設の機能が最大限発揮できるよう努めます。

(1) 管理運営の考え方

設置目的を十分に理解したうえで、以下のことを念頭におき適切な管理・運営を行います。

- ・全国規模の大会及び各競技トップリーグの開催
- ・障がい者スポーツの拠点となる施設
- ・レクリエーション活動や地域のコミュニティ活動の場
- ・部活動の練習拠点
- ・災害時の緊急避難場所(鳥取市との連携)
- ・県民の健康増進

ア 陸上競技場

- ・国際陸上連盟認証の国際規格 CLASS-2 の陸上競技場として、グランプリ大会や国際大会が円滑に開催できるよう、陸上競技に精通している職員を配置し、維持管理を行うとともに大会運営等に協力します。
- ・鳥取県と協力し、障がい者スポーツの拠点施設としてバリアフリー化に取り組み、障がい者が不自由なく練習に取り組める環境整備を進めます。
- ・令和3年に男子100mで9秒95の日本新記録が誕生した高速トラックと、芝グラウンド利用基準に基づき、高水準で維持管理している芝グラウンドで全国屈指のグラウンドを目指します。
- ・大会やイベントなどの専用利用がない場合は、小・中・高校生の部活動の練習場所として開放することで、利用促進を図るとともに、競技力向上に寄与します。

イ 補助競技場

- ・陸上競技場と連動させながら、各種大会や体育祭などの学校行事が開催できるよう、適切な維持管理を行います。

- ・専用利用がない場合は一般利用施設として利用できるため、夜間照明や監視カメラを設置するなど、利用者が安心して利用できる環境を整えます。
- ・更衣室にはダイヤル式ロッカーを設置し、ランニングステーションとして自由に利用できるよう整備します。

ウ 球技場

- ・主に球技を行う競技場として各種大会等も開催するため、芝グラウンドの管理基準を設け適切に維持・管理することにより利用者の要望に可能な限り対応します。
- ・芝グラウンドは陸上競技場と同等レベルの維持・管理を行い、全国大会規模や世界大会規模の事前合宿など、誘致を目指します。
- ・隣接している更衣室はシャワー室完備されているため、衛生面に十分注意し快適に利用できるようにします。
- ・ラグビーボールの設置は危険を伴うため、利用者の安全を考慮し職員が設置します。
- ・災害時には関係機関と連携し、緊急ヘリポートとして役割を果たします。

エ 多目的広場

- ・各種球技の大会や練習場所としてだけでなく、保育園や学校のレクリエーション活動の場としても利用いただけるよう、芝グラウンドの管理基準を設け適切な維持・管理を行います。
- ・隣接している更衣室はシャワー室完備されているため、衛生面に十分注意し快適に利用できるようにします。
- ・専用利用や維持・管理作業がない場合は、一般利用ができることとし利用促進を図ります。

オ 野球場

- ・野球に精通している職員を配置しグラウンドの適切な維持・管理を行います。
- ・高等学校野球大会等では、試合間のグラウンド整備等に携わり、大会の円滑な運営に協力します。
- ・管理アドバイザーとして、年1回程度甲子園球場を管理している阪神園芸に来園いただき、グラウンド整備や整備指導を受け、高水準の管理を行います。

カ 投てき場

陸上競技投てき種目及びアーチェリー競技の競技場として安全・安心に利用いただけるよう、各競技団体と協議し競技団体ごとの利用可能日・時間を割り当てることで、同時利用による事故を防止するなど適切な管理を行います。

キ 県民体育館

- ・県内最大規模の体育館として、各競技の全国大会規模やトップリーグが開催できるよう、各競技団体と連携し情報収集するとともに、競技用具や付属設備を充実させるため、県と協力しながら環境整備に取り組みます。
- ・スポーツのみならず、多種多様なイベント等を開催いただけるようPRに努め利用

促進を図ります。

- ・クライミング施設は近年利用が増加しており、危険度の高いスポーツであるため、利用者の安全を第一に考え専門業者による定期点検を行うとともに、専門者である鳥取県山岳・スポーツクライミング協会と連携を密にして維持・管理を行います。
- ・災害時の緊急避難場所として、災害用卓球フェンスなどの充実をはかります。

ク トレーニングルーム

- ・トレーニング機器及び空調設備等適切に維持・管理し快適に利用できるような環境を整えます。
- ・トレーニング関係の資格を有した職員を配置し、未経験者でも安心して利用いただけるよう支援体制を整え県民の体力向上に寄与します。
- ・サブトレーナー制度の導入を検討します。
- ・機器及び設備の更新など環境整備に努めます。

ケ テニス場

- ・県内最大規模の16コートを有するテニス場として、全国規模の大会が開催できるよう、専門業者によるメンテナンスを定期的の実施するなど、常に良好な状態を保ちます。
- ・中高生の部活動の場として活用いただくことで利用促進を図るとともに競技力向上に寄与します。
- ・壁打ちコートはこれまで同様無料とします。

コ 遊具施設

- ・「遊具の日常点検講習会」を修了した職員による日常点検及び専門業者による定期点検を実施し、不良箇所等の早期発見に努め事故防止に全力を注ぎます。
- ・不良箇所等を発見した場合は、速やかに使用禁止措置を取るとともに早期に修繕します。
- ・各遊具の使用方法を示し、対象年齢シールを貼付するなどして、幼児や児童とその保護者が安心して楽しめるような環境を整備します。
- ・特に休日の利用者が多い日には、委託業者によりロードトレインを走らせるなど、遊具と合わせて子どもたちが楽しめる企画を実施し、利用促進を図ります。

サ 桜の園及びその他の広場

- ・県民の共有スペースとして、また、遠足や地域のグラウンド・ゴルフの練習など、様々な活動の場としてご利用いただくため、職員による定期的な巡視を徹底し、安全な環境を整えます。
- ・花見のシーズンに夜間のぼんぼりを設置するなど、桜の園の千本桜を多くの方にご覧いただくための企画を立て実施するとともに、安全面には警備員の配置等で対応します。
- ・ジョギングコースを設定し、県民の健康増進及びレクリエーション活動の推進に寄

与します。

シ トリムの森その他の緑地

- ・トリムの森や日本庭園などには、自然豊かな緑地が広がっており、憩いの場として親しまれている場所であるため、専門業者により四季に応じた植栽管理を行うなど、樹木の良い育成と景観の向上に努め、癒しの空間を提供します。
- ・公園の中にある自然を生かしたカブトムシ観察ウォークやキノコ狩りなどのイベントを開催し、自然に触れあう機会の提供を行います。

ス 駐車場及び園路

- ・大規模な利用が重なるなどして駐車場の混雑が予想される場合は、主催者に警備員の委託や整理員の配置を協力いただき、利用者の安全確保に努めます。
- ・主催者役員や関係者の車を事前に許可した園内に駐車することにより、1台でも多く一般駐車場区画を利用いただけるよう努めます。
- ・駐車場や園路を活用した屋外イベントを積極的に受け入れます。
- ・積雪時には、各駐車場及び園路を優先して除雪し、できるだけ早く利用できるような努めます。
- ・無断駐車など発見した場合は、警察等と連携を取りながら管理者として適切な処置を行い、速やかに県に報告します。

セ ふれあい広場

憩いの場としてだけでなく、ゲートボール、ペタンクなどの競技に親しむ健康増進の広場として適切に維持管理します。

また、利用状況により指定管理者の判断で臨時駐車場として活用します。

(2) 芝グラウンドの維持管理

約20年前に大規模改修を行った経緯を十分に理解し、年間を通じて利用者が常に最適な状態で利用できることはもちろん、大規模な大会にも対応でき、種目や天候に応じて最高のコンディションでプレーができるよう、3年以上の業務経験を積んだ職員及び委託業者によって日本トップクラスの水準で維持・管理を行います。

ア 特筆すべき維持・管理のための技術及び留意点

(ア) 具体的な技術

- ・競技特性に合わせた芝生の長さや密度に調整する技術
- ・夏芝から冬芝、冬芝から夏芝への切り替えの技術
- ・芝生張替えの技術（養生期間の短縮化）

(イ) 留意点

- ・利用前に必ず点検を行う。
- ・同一グラウンドで異なる競技が連日で行われる場合は、利用者が困惑しないようライン色を変えるなど工夫をする。
- ・種まき時の芝生養生について、全てのグラウンドが同時期に養生期間とならないよう

配慮する。

(ウ) 芝生化サポートネットワークへの加入

- ・本会は鳥取方式の芝生化全国サポートネットワークに加入し、県が推し進める芝生化のバックアップができるよう協力します。

(エ) 芝生専門業者との連携

- ・過去に行った芝グラウンドの改修の際に検討会から設計に携わった専門業者と継続して連携し、新情報や技術を取り入れ、日本トップレベルの芝グラウンド状態を保てるよう管理していきます。

(3) 施設設備の維持管理業務

長年にわたり管理・運営に携わってきた経験を活かし、次の4つの視点で取り組みます。

ア 安全・安心な施設管理

- ・職員による日常的・定期的な点検により、事故等を未然に防ぎます。
- ・点検項目やルートを定め、異常個所や不審物等の早期発見に努めます。
- ・異常箇所等がある場合は、使用禁止や応急処置など適正な対応を行うとともに、利用者の安全確保を第一に、速やかに修繕等行います。

イ 美しく清潔な施設

- ・職員及び委託業者による日常清掃を行い、利用者が快適に過ごせる環境を作ります。
- ・高所のガラスクリーニングや床のワックス塗布などは専門業者に委託し、休館日に作業することで利用に支障が出ないよう計画します。
- ・園内の植栽管理を、専門業者だけではなく職員やボランティアが一体となり、美観向上に努めます。

ウ 施設及び設備の長寿命化

- ・職員による日常点検はもとより、より専門性の高い設備については、資格を有する専門業者による定期点検を実施し、機能等のチェックを行います。
- ・遊具など事故につながりやすい施設は、定期点検に加え職員による日常点検により、事故の予防につとめます。

エ 環境に配慮した施設の管理運営

環境に配慮した活動として、世界的な気候変動問題の解決に向け2020年10月に日本政府は2050年までに室温効果ガス排出を全体としてゼロとする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。鳥取県は、令和新時代鳥取環境イニシアティブプランによりカーボンニュートラル達成に向け、温室効果ガス削減目標を2030年までに2013年度から60%削減することを目標としています。この計画に基づき、県の中核的施設として、職員だけでなく利用者にもご協力いただき、県民が一体となって取り組めるよう努力します。

(ア) 4R社会の実現

鳥取県が重点的に取り組む「4つのR」が定着した循環型社会の形成を目指し、廃棄

物のリフューズ、リデュース、リユース、リサイクルを通じて、資源としてできる限り利用するシステムを構築し、廃棄物を出さない持続可能な社会を実現します。

【ごみを減らす4 R運動】

Refuse (リフューズ)	不要な物を断りごみを出さない。
Reduce (リデュース)	工夫してごみを減らす。
Reuse (リユース)	繰り返し使う。修理して長く使う。
Recycle (リサイクル)	分別して資源として利用する。

【主な取り組み】

ごみ箱の削減及び利用者にごみの持ち帰りを啓発
職員のマイ箸持参
事務処理時の印刷ミス削減の徹底及び裏紙として再利用
イベントフリーマーケットの開催
職員による修繕の実施（繰り返し使用）
園内外で発生するペットボトルキャップなど有効資源の再利用
園内で発生する枯葉、剪定屑、芝屑を堆肥として再利用（県民に無料配布）

(イ) 脱炭素社会実現への取り組み

環境省では脱炭素の実現に向け、2030年までにCO₂などの温室効果ガス削減を家庭で66%、業務その他で51%の大幅削減が必要としています。このため、脱炭素社会実現に貢献する「製品」「サービス」「ライフスタイル」の賢い選択（COOL CHOICE）を旗印とする国民運動の強化に取り組みます。

当協会は、この計画に賛同し、CO₂などの温室効果ガス削減に積極的に取り組みます。

【主な取り組み】

各施設の蛍光灯及び照明をLED化
自動手洗い器の導入
人感センサー式蛍光灯の導入
利用者に節電・節水の啓発
エコマーク、グリーンマーク製品の購入
園内駐車場でのアイドリングストップ強化
来園者への公共交通機関利用促進及び自転車通勤の促進
クールビズ、ウォームビズの実施
冷暖房の設定温度の徹底（冷房28℃、暖房18℃）
大気汚染防止法に基づく、ばい煙測定の実施

(ウ) 廃棄物の適正処理

園内で発生するごみは、毎日職員が回収・分別を行います。廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき、処理業者と契約を結び、廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、適正に処理できるよう取り組みます。

(エ) 美しい景観の保全

40年近い歴史がある公園の美しい景観は、地域への親しみや愛着を育む資源として重要な役割を果たします。この景観は、職員をはじめ、委託業者や地域の方々と一体となって保全に取り組みます。

(オ) 職員及び利用者の意識の高揚

- ・環境保護啓発ポスターを掲示し、ごみの持ち帰りについて協力いただくことで、利用者の環境に対する意識の高揚を図るとともに、再利用した堆肥を来園者に無料配布するなどして、サイクル活動をPRします。
- ・研修を行うなどして職員の意識を向上させ県民の先頭に立ち環境保護活動に取り組みます。

(カ) 鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）の認証登録

平成18年度3月から、TEASⅡ種の認証登録を受け、毎年定期審査を受けることにより継続していきます。

オ 業務の実施内容

施設・設備の維持管理に関する業務は、鳥取県都市公園条例に基づき以下の業務を実施します。

(ア) 清掃業務

利用者に快適に過ごしていただくため、職員と専門業者が一体となり、日常・定期清掃を行い、園内・施設設備・備品等を常に清潔な状態に保ちます。大会等で多くの利用者が来園された場合には、状況に応じ特別清掃を実施します。外部委託の専門業者が常駐し、問題が発生した場合でも迅速な対応ができる体制を整えます。

(イ) 設備等保守点検業務

各設備の保守点検は、設備の機能・安全性を確保するため、法令に基づく点検及び専門業者による定期点検を実施します。また、衛生設備は簡易専用水道検査等実施し、適正な水準確保につとめます。

【業務一覧】

ばい煙測定業務、消防用設備保守点検業務、エレベーター保守点検業務、清掃用チェアゴンドラ・舞台吊物装置保守点検業務、空調設備保守点検業務、電気設備法定点検業務、浄化槽保守点検業務、自動扉保守点検業務、構内電話設備保守点検業務、大型映像及び野球場スコアボード保守点検業務、多目的掲示装置システム装置保守点検業務、テニスコートメンテナンス業務、遊具保守点検業務、移動観覧席保守点検業務、照明制御システム保守点検業務、音響設備保守点検業務、陸上用機器保守点検業務、自動制御設備保守点検業務、クライミングウォール保守点検業務、バスケットゴール保守点検業務

(ウ) 消防・警備業務

- ・消防業務

防火管理者資格を有する職員の自主点検や、消防機関の立入検査を行います。

- ・警備業務

職員による園内巡視を行うとともに、園内監視カメラの設置により防犯対策に努めます。

- (エ) 日常点検業務

点検チェックシートを作成のうえ点検項目やルート等を確認し、職員による日常点検により異常個所や不審物等の早期発見に努めます。

- (オ) 遊具点検業務

利用者の年齢層から、比較的事故が起こる可能性が高い施設であるため、職員による日常点検により事故の未然防止に努めます。

- ・安全点検

日本公園施設業協会が示す「遊具の安全に関する基準」に基づき、適切な点検を行います。

- ・危険個所の対応

危険個所を発見した場合は、国土交通省・遊具指針（H26第2版）及び、令和6年4月1日改定の遊具の安全に関する基準（JAFASPS:2024）に基づき、劣化の状況の程度によって遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、改良・移設・更新・撤去などの大掛かりな対応が必要な場合は、県と協議の上迅速に処理します。

- (カ) スポーツ施設管理業務

- ・スポーツ施設管理士資格保有職員による施設管理

大規模な大会等が開催できる県内唯一の体育施設であり、常に安全で適正な状態に管理する必要があることから、スポーツ施設管理士資格を保有する職員により、施設や器具類の適正な点検・整備を行い、良好な状態を維持できるよう取り組みます。

- ・備品管理業務

利用者に常に最適な状態で使用又は貸し出しを行うため、約1600個以上ある備品を年に1回以上棚卸を行い、備品台帳と照合の上、個数や状態を確認し、故障などの不具合がある場合は早急な修繕を行うのはもちろん、更新が必要な場合は備品購入計画を作成し県への要望を行います。

- (キ) 植栽管理業務

- ・植栽管理の目的

樹木の健全な育成を図り、美しい景観を保つとともに樹木を起因とした事故を未然に防ぎ、利用者の安全・安心を確保することを目的とします。

- ・植栽年間管理計画及び中長期管理計画の策定

植栽管理業務仕様書及び布勢公園の特性や管理状況に基づき、植栽年間管理計画及び植栽中長期管理計画を作成し、業務内容と実施時期を明確にした基礎資料とし、維

持管理に取り組みます。また、植栽管理業務の全区画を3分割し適正な維持管理に取り組みます。

・作業時における安全対策

利用者の安全確保のため、以下の防護策を講じ作業を行います。

項目	取り組み内容
看板の設置	草刈り機などの危険が伴う作業は、看板を設置するなどして利用者へ注意喚起し安全を確保します。
立入禁止	薬剤や肥料などを蒔く場合は、立入禁止の措置を取り、利用者が近づけないようにすることで安全を確保します。
事前告知	薬剤散布等の場合は、事前に作業日程を看板等を設置することでお知らせし安全を確保します。

・事故・犯罪を未然防止するための植栽管理

以下の内容で取り組みます。

項目	取り組み内容
点検の実施	日常点検（1日2回）及び定期点検（月1回）を実施し、点検表に基づき、ぶら下がり枝や枯葉、害虫等のチェックを行い、異常の早期発見に努めます。
見通しの確保	道路沿いなどの植栽を低く刈り込むなどし、見通しのよい環境を整えます。
明るさの確保	電灯周りの枝葉の選定を行うなどし、夜間照明の明るさを確保します。

・サイクル堆肥

アクセルグリーン工法を用いて園内で発生した芝刈屑や枝葉を堆肥化し、園内の樹木や花壇などへの活用や自主事業等（イベント）において来園者に無料配布するなどして再利用に努めます。

・ナチュラルガーデンの管理

ポールスミザー氏監修のもと、県民体育館前・ふれあい広場西側がナチュラルガーデンとして整備されたことにより、通常の造園管理とは違ったナチュラルガーデンの目的に沿った維持管理に努めます。

（ク）修繕業務

日常点検及び定期点検により修繕箇所を把握し、安全性・機能性・利便性などを考慮したうえで、優先順位をつけることにより計画的な修繕を行います。

なお、県が行う修繕等には、日程調整や確認業務など全面的に協力します。

・修繕の優先順位

- ①法令等・安全性・機能性の確保
- ②施設の快適性・利便性の維持と向上

③労働環境の向上

・職員による修繕

安全性・機能性等を損なわないよう、職員で修繕可能な範囲は、可能な限り対応することによりコストの削減に取り組みます。

・修繕・改修によるサービスの向上

利用者からの要望等により、相当な理由と利便性の向上につながると判断した場合は、積極的に修繕・改修を行います。

・サービス向上をはかるための修繕

利用者の要望や利便性向上につながると判断した場合において、積極的に修繕を行うとともに、機能向上も検討します。

・修繕要望

指定管理者の対応範囲を超えるもの（250万円以上）については、現状・問題点・修繕の必要性などを詳しくまとめ、県に報告し修繕を要望します。

(4) 外部委託

ア 外部委託の発注予定

法定検査機関による業務、高度の専門性を要する業務、コスト的・技術的に効果的である業務について外部委託を行います。

また、障がい者及び高齢者の就労機会を確保するため、障がい者就労施設又はシルバー人材センターに一部の業務を委託できるよう取り組みます。

(ア) 業者の選定方法

鳥取県競争入札参加資格を有する県内業者への発注を基本とし、指定管理受託期間内での複数年契約を行うことで委託費の縮減に努めます。

委託業者との契約において違反行為、社会的に不正な行為を行った業者に対しては、指名停止措置等により適正な契約環境を確保します。

(イ) 業務の監視体制

各業務に調査職員を選定し、仕様書に沿って業務が遂行されているか検査・確認を行うとともに、必要に応じて指導・勧告等を行い、適切な業務遂行を管理します。

(ウ) 委託業者との連携

定期的に連絡調整を行い、利用者の意見・要望の伝達や利用予定の確認など、情報を共有することで、より円滑な管理・運営に取り組みます。

イ 外部委託の業務内容

令和7年1月現在、下記の30業務を契約しています。

【外部委託契約一覧】

契約事項名	請負業者名	契約期間	契約額	発注先
陸上・野球場施設警備		R6.4.1～R11.3.31		県内
体育館・テニス警備		R6.4.1～R11.3.31		県内

浄化槽保守点検	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
自動制御設備保守点検	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
清掃	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
自動扉保守点検	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
大型映像装置、野球場スコアボード装置保守	R6. 5. 1～R7. 3. 31	県外
構内電話設備保守	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
消防設備保守	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
空調設備保守	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
県民体育館エレベータ	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
陸上競技場エレベータ	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
音響設備保守	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県外
清掃用チェアゴンドラ及び舞台吊物装置保守	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県外
陸上競技用機器保守	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県外
ばい煙測定	R6. 7. 1～R11. 3. 31	県内
テニスコートメンテナンス	R6. 7. 1～R11. 3. 31	県外
芝グラウンド維持管理	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
造園保守（１工区）	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
造園保守（２工区）	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
造園保守（３工区）	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
遊具保守	R6. 5. 20～R11. 3. 31	県外
移動観覧席保守	R6. 7. 1～R11. 3. 31	県内
体育館照明制御システム保守	R6. 6. 1～R11. 3. 31	県外
クライミングウォール保守	R6. 6. 24～R11. 3. 31	県外
冬季除雪	R6. 12. 7～R7. 3. 31	県内
バスケットゴール保守	R6. 6. 1～R11. 3. 31	県内
ナチュラルガーデン維持管理	R6. 7. 10～R11. 3. 31	県内
電気設備法定点検	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県内
野球場グラウンド整備	R6. 4. 1～R11. 3. 31	県外
多目的掲示装置保守	R7. 3～R11. 3. 31	県内

ウ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への発注予定

園内の美観整備に係る清掃業務及び花壇などの植え替え業務を発注する予定です。

4 スポーツ・レクリエーション振興

県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的な施設であることを十分理解し、公園内の多様な施設や自然環境を活用しながら、県民の心身の健康維持及び増進に取り組めます。

(1) 考え方及び実施内容

ア 施設設備の利用方法と指導業務

利用される誰もが、適正に事故や怪我をすることなく利用できるよう指導を行います。

(ア) 施設・用具について

- ・事前の打ち合わせ時に職員より直接説明します。
- ・初めての方でもわかりやすく、利用マニュアルを示します。
- ・看板・張り紙等の掲示を行います。

(イ) 遊具について

- ・職員の巡回により、危険な使用などがあった場合は直接指導します。
- ・看板の設置により、注意事項や禁止事項等を周知します。
- ・子どもたちの冒険心や挑戦心を尊重しつつ、適切な指導を行います。

(ウ) トレーニングルームについて

トレーニングルームは多様な目的をもった利用者が増えているため、職員による指導員の配置や外部との連携を行い、健康の維持・増進やシェイプアップなどの利用指導業務に取り組めます。

イ 競技スポーツの振興

鳥取県の競技スポーツの中核施設として、県民の競技力向上が図られるよう取り組みます。

(ア) 円滑な大会開催への支援

- ・大規模調整調査・年間利用調整調査の実施
- ・大会運営支援

専門者のいない大会等において、職員が可能な範囲で運営に携わり、器具の設置、グラウンド整備、機器の操作などを行うことで円滑に運営できるよう支援します。

(イ) 全国規模大会やプロスポーツ大会の招致

県民にトップアスリートのプレーや技術を見る機会を提供するため、スポーツ協会加盟競技団体等と連携し招致に取り組めます。

(ウ) 国民スポーツ大会等への監督・コーチ派遣

本県の競技力向上のため、全国大会で優秀な成績を残した経験のある職員を、国民スポーツ大会等へ監督・コーチとして派遣します。

(エ) 「100mの聖地・布勢」を活用した競技力向上への取り組み

全国大会で活躍できる選手を育成するため、陸上スプリント教室を開催するなど陸上選手の育成に取り組めます。

ウ 身近なスポーツ・レクリエーション振興

運動実施率の向上、生きがいや仲間づくりなどの考え方のもとに取り組みます。

(ア) スポーツ教室・イベントの実施

子どもから高齢者までが気軽に参加でき楽しめる環境づくりに取り組みます。

(イ) 高齢者のスポーツ活動の促進

活躍する機会や交流の場を提供するために、健康トレーニング教室や卓球大会等を開催し、高齢者のスポーツ参加促進に取り組みます。

(ウ) グラウンド・ゴルフ大会の充実

県のグラウンド・ゴルフ聖地化推進事業に基づいて、定期的に開催できるよう取り組みます。

また、近接の白兔グラウンド・ゴルフ場や潮風の丘とまりと連携し、県外の利用者を対象とした大会を開催し、鳥取県のPRや地域の活性化を図れるよう取り組みます。

(エ) 地域のスポーツ活動への職員派遣

地域や学校等でスポーツ活動を行う際など、指導者の派遣依頼があった場合は、内容・日程等を調整の上、可能な範囲で専門知識を有する職員を派遣します。

(オ) 未来のアスリート発掘事業

県の委託事業である未来のアスリート発掘事業を円滑に実施するため、施設の利用調整・事業の周知活動などに全面的に協力します。

(カ) ジュニア世代を対象とした研修・講習会の開催

子どもたちの健全な育成のため、成長段階に適したスポーツ指導方法や、保護者等も対象とした栄養学など、さまざまな研修・講習会を提供します。

(キ) 総合型地域スポーツクラブへの支援

本会が発行する「クラブインフォメーション」を主に、総合型地域スポーツクラブの発展のため、情報発信等に取り組みます。

エ 体験学習プログラムの実施

環境保護・緑化意識の成熟や心身の健康づくりのため、公園内の多様な施設や豊かな自然環境を活用し、公園の魅力を最大限発揮できるプログラムを企画します。

各プログラムは、講師や指導員によって運営し、職員での対応又は外部に依頼する講師・ボランティア等とします。

令和6年度に実施したプログラムをベースとしますが、利用者のニーズや外部講師等からのご意見をもとに、プログラムの見直し及び新規プログラムの企画・実施に取り組みます。

参加料の設定は、実施に係る経費やその他自主事業の参加料などを考慮しながら適正な料金設定を行います。

【参考：令和6年度実施プログラム】

園芸プログラム	・クリスマス寄せ植え教室
---------	--------------

自然体験プログラム	・カブトムシ観察ウォーク ・キノコ狩り
-----------	--

オ 障がい者スポーツの普及振興に係る事業の実施

障がい者スポーツの普及や啓発、競技力向上をはかるために、スポーツ教室の実施や指導者の派遣などを行います。

(ア) 研修会の実施とマニュアルの作成

障がい者が公平に施設を利用できるよう、職員を対象に研修会を実施し理解を深めるとともに、障がい者対応マニュアルを作成し受け入れ態勢を整えます。

(イ) 障がい者スポーツ指導員の資格取得

障がいのある方が安全で安心して来園できるよう、障がい者スポーツに係る基礎的知識を身につけるための資格取得に取り組みます。

(ウ) 障がい者スポーツの普及振興

障がい者スポーツ教室の企画・実施を行うなど、障がい者が気軽にスポーツ活動に参加できる環境を整えることで普及振興を図ります。

(エ) 障がい者アスリートの雇用

障がい者アスリートを職員として雇用し、仕事をしながら恵まれた環境で競技力の向上に努め、一定の成績を残していくことで、鳥取県全体の障がい者アスリート育成モデルを目指します。

(オ) 県及び障がい者スポーツ協会との連携

競技大会や強化合宿等が円滑にかつ安全に実施できるよう、また障がい者スポーツの普及・発展のため、各関係団体と連携しハード面・ソフト面での支援に取り組みます。

また、鳥取県障がい者スポーツ協会との包括提携を結び、全ての人がスポーツに親しむことができる環境を整備し、活力ある地域社会の形成を目的とし、鳥取県における障がい者スポーツ振興に貢献します。

5 利用促進とサービス向上

本会は、「スポーツ」「レクリエーション」「余暇」「散策」「家族団らん」など、多様なニーズを持つ利用者の皆様が、安全・安心にまた快適に満足した時間が過ごせるよう、これまでの管理経験と実績を生かして、利用者のサービス向上に取り組めます。

(1) 利用促進、サービス提供の内容

ア 自主事業：スポーツ教室の実施

元気で活力に満ちた社会の実現に向け、生涯にわたり豊かに生きるために健康や体力を培っていけるよう、それぞれの年代や目的に応じたスポーツ教室を実施します。

各教室は、講師や指導員によって運営し、職員での対応又は外部に依頼する講師・ボランティア等とします。

令和6年度に実施した教室をベースに下記のとおり計画しますが、利用者のニーズ調

査や外部講師等からの意見をもとに、開催予定の教室の内容を見直し、新たな教室の企画・実施に取り組みます。

また、職員の異動などの場合は、職員の専門性を活かした教室を新たに企画・実施することで質の高い教室を提供します。

参加料の設定は、教室開催にかかる経費、その他関連施設の参加料などを考慮しながら適正な料金設定を行います。

(ア) ジュニア世代を対象とした教室

運動やスポーツに触れる機会を提供し、運動に親しむ資質と能力、体力の向上、専門技術の向上に向けて取り組みます。

【令和7年度開催予定】

陸上Ⅰ、スプリント上級、キッズダンス、バドミントンジュニア初級Ⅰ・Ⅱ、トランポ・ロビックス、サッカー、アクティブチャイルド、テニス

(イ) 働き盛り世代、子育て世代を対象とした教室

運動に親しむ資質と能力・体力の向上のため、ワーク・ライフ・バランスを重視しつつ、運動率の向上に取り組めます。

【令和7年度開催予定】

トータルバランスヨガ午前・午後、ママのボディリメイク with ベビー、美姿勢ヨガ、バドミントン夜、スタイルアップ、メンタルヘルスピラティス、フラダンス

(ウ) シニア世代を対象とした教室

生涯スポーツとしてだれでも気軽に参加できる教室を実施し、健康・体力の維持増進、生きがいや仲間づくりに取り組みます。

【令和7年度開催予定】

卓球初級・中級・上級、シェイプアップエアロ、健康トレーニング、バドミントン昼

(エ) 障がい者を対象とした教室

障がい者が運動やスポーツに触れる機会を充実させ、日常の目標や励みとなるよう取り組みます。

イ 自主事業：各種イベントの実施

公園の機能を最大限に生かし、スポーツ大会や講習会をはじめ、行楽シーズンの家族連れ等に来園してもらえるような複合型イベントなど、幅広い視野で集客できるイベントを企画・実施し、利用者の促進と公園知名度の向上に取り組めます。

各イベントは、関係団体の協力を得て、講師や指導員等によって運営し、職員での対応又は外部に依頼する講師・ボランティア等とします。

令和6年度に実施したイベントをベースに下記のとおり計画しますが、利用者のニーズや関係団体・外部講師等からの意見をもとに、イベントの見直し及び新規イベントの企画・実施に取り組めます。

イベント収入については、イベントに参加するための料金や、イベントを実施するため

に必要な各種ブース・移動販売などの設置料等とし、料金設定はイベント実施にかかる経費、その他関連施設の設定状況、県外を含めた類似施設の設定状況等を考慮しながら適正な料金設定を行います。

【令和7年度実施予定】

いきいき健康長寿事業	・各種グラウンド・ゴルフ大会 ・ピンポン大会
スポーツ活性化事業	・各種サッカー大会 ・クライミング体験 ・ナイター陸上 ・各種卓球大会
地域活性化事業	・フリーマーケット ・子ども祭り（春・秋）
交流型イベント事業	・緑の感謝祭

ウ 自主事業における安全面への対応

（ア）事前打ち合わせ

事業を安全に実施するため、講師等との綿密な打ち合わせを行い、内容を決定します。

（イ）警報が発令された場合

利用者の安全を最優先に考え、特に対象が子どもや障がい者・高齢者の場合、参加するための移動等において危険が生じる場合は、延期及び中止の措置を取るとともに、振替日の再設定を行うなどの対応を行います。

（ウ）保険の加入

自主事業の際には、事故に備えて参加者全員に保険に加入していただきます。

【参考：スポーツ教室の場合】

加入対象者	保険対象範囲	傷害保険金額			
		死亡	後遺障害	入院日額	通院日額
				1日目～ 180日限度	1日目～ 30日限度
子ども （中学生以下）	教室活動中の ケガ	3,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円
大人 （高校生以上/64歳以下）	経路往復中の 事故	2,000万円	2,000万円	4,000円	1,500円
大人 （高校生以上/65歳以上）		600万円	600万円	1,800円	1,000円

エ 競技大会や研修会等開催におけるサービス向上策

年間を通して延べ100回以上の様々な催し物が開催されることから、以下のようなサービス向上に取り組めます。

(ア) 開園・閉館時間への対応

通常の開園・閉館時間を原則としますが、主催者の要望により時間調整が必要な理由が適当であると認めたときは、開園・閉館時間の調整を柔軟に対応します。

(イ) 主催者及び関係者の駐車場確保

大会等開催時は、参加者・来園者で駐車場が混雑するため、大会等を開催する上で必ず必要である主催者各役員や関係者の駐車スペースを、安全面を十分考慮した上で、園内に臨時駐車スペースを設けます。

(ウ) その他の主な取り組み

オ スポーツ振興におけるサービス向上

(ア) 空きスペースの有効活用

施設の利用促進を図るため、中央広場の空きスペースにバスケットゴールなどを設置するなど、空きスペースの有効活用に取り組みます。

(イ) スポーツ用具等無償貸出し

来園者がスポーツを楽しみたいと思ったときに対応できるよう、またトレーニングで来館された方がベルトなどを忘れてしまった場合などを想定し、可能な限りの用具を条件付きで無償貸出しします。

(ウ) ニュースポーツ用具の無償貸出し

県からの委託により貸し出し業務を行うことと併せて、独自に用具を追加し、県民からの要望に幅広く応えとともに、ニュースポーツの普及に取り組みます。

カ ランナーのためのサービス向上策

鳥取マラソンが開催されて以降、ジョギングやランニングをされる方が増加傾向にあり、公園内でもたくさんの方が走ることを目的に利用されていることから、安心して快適に走れるよう環境整備に努めます。

(ア) ランニングステーションとして活用

利便性の向上をはかるため、ランナーの要望が高い無料ロッカーやシャワーを使用できる環境づくりに取り組みます。

(イ) ランニングコース整備

公園敷地内の様々な園路を利用し、高低差や距離などの組み合わせで数種類のランニングコースを設定し、マップ等で分かりやすく表示することで初心者から上級者まで安心して快適に走ることができるようにします。

また、夜間には照明をつけ、積雪時には除雪するなど、安全に走れる状態を確保します。

(ウ) 陸上競技場の照明無料サービス

一般利用に限り、夜間照明（保安灯）を無料で点灯します。

キ 研修室の利活用

研修としての利用の他、ダンスや展示など、様々な用途で利用いただけるよう提案し、

広報することで利用促進を図ります。

(ア) スポーツ教室での活用

高齢者や主婦層をターゲットにした、健康維持・増進を目的とするヨガやピラティスといった内容の教室を、研修室を使って実施します。

(イ) 運動の場としての活用

少人数で利用されるヨガや空手、音楽を流しながら行うダンスなど、省スペースで行える運動に適した場所であることを広報します。

(ウ) 学習の場・オンライン授業、テレワークの場としての活用

ニューノーマルに対応したオンライン授業、テレワークの場等として利用可能であることを広報します。

(エ) 文化（伝統芸能）継承としての活用

しゃんしゃん祭りでの傘踊りの練習の場として利用できることを周知し、利用促進を図ります。

(オ) スポーツスクエア（スポーツ展示スペース）の活用

鳥取県の取り組みとして県民体育館ロビーに設置されている常設展示スペースについて、スポーツの普及や鳥取県の歴史・文化、自然のすばらしさなどを発信するため、積極的に協力します。

ク 子育て世代へのサービス向上

(ア) 子育て世代に向けた環境整備

小さなお子様連れの利用者のために下記のようなサービスを行います。

- ・授乳室の設置
- ・子どもトイレの設置
- ・プレイルームの無料提供（小学生未満）

(イ) 移動遊園地などの提供

多くの子どもが来園する行楽シーズンなどには、委託契約を交わしているイベント業者が大型遊具の設置や列車型遊具の走行など、子ども向けのサービスを企画・提供します。

また、移動販売車による飲食販売などにより利便性の向上に取り組みます。

なお、移動販売車は公募とし、イベントに応じて適切な台数を設定するとともに、出店料として適正な料金を徴収します。

ケ 他の管理施設共通サービスの向上

(ア) 共通定期券の発行

布勢公園のトレーニングルームと鳥取産業体育館屋内プールが共通して利用できる1か月定期券を発行し利便性の向上を図ります。

(イ) リードクライミング利用資格の拡充

非常に危険度の高いスポーツであり、高い専門知識と技術を必要とすることから、山

岳・スポーツライミング協会会員等の指導監督のもとで利用を許可してきましたが、倉吉体育文化会館が発行する倉吉スポーツライミングセンター義務講習修了証も有効とし、より利用しやすい環境に取り組みます。

コ ロビー等のスペース有効活用

利用者に有益な情報提供として、飲食関係・交通関係・宿泊関係などの近隣情報を掲示するなどして利便性の向上に努めます。

また、ペーパーレス化のため、2台のデジタルサイネージを導入し様々な情報を掲示します。

サ 風情ある公園の演出

四季折々の公園を演出することに取り組みます。

シ 無料開放日の設定

鳥取県民の日条例に基づく利用料減免に加え、独自に5月の「みどりの日」及び10月の「都市緑化月間」において無料開放日を設定します。

無料開放	期間
とっとり県民の日	9月12日及び9月第2土曜日とその翌日の2日間
みどりの日	5月3日から5月5日の3日間
都市緑化月間	10月第3週の月曜日から金曜日の5日間

ス 利用料金外の使用料について

利用者からの要望が高い下記の使用料については、常識の範囲内で一般的な使用料金を設定し利便性の向上に努めます。

を設定し利便性の向上に努めます。

項目			単位	料金設定
コピー	A4・B4	白黒	1枚	10円
		カラー	1枚	50円
	A3	白黒	1枚	20円
		カラー	1枚	80円
FAX（送信）	県内		1枚	10円
	県外		1枚	20円
FAX（受信）	A4・B4（白黒）		1枚	10円
	A4・B4（カラー）		1枚	50円
	A3（白黒）		1枚	20円
	A3（カラー）		1枚	80円
製氷機			1式	100円

セ Wi-Fi 環境の整備

鳥取県が整備した無料公衆無線 LAN のアクセスポイント（陸上競技場内及び県民体育館メインアリーナ内に限る）及び、県が整備したポータブル Wi-Fi 機器1台を無償で貸出し、様々な場面での Wi-Fi 環境を提供します。

ソ 宣伝広報業務

布勢公園の紹介をはじめ、行っている事業やその他依頼のあった広報物など、布勢公園の利用促進を図るものについては、目的にあった手段を用いて効果的な広報に努めます。

(2) 自動販売機の設置

ア 設置の考え方

利用者の利便性向上のため、以下の考え方で設置します。

- ・設置は委託業務とします。
- ・災害避難場所、障がい者スポーツ拠点等考慮した自動販売機を設置します。
- ・公園の設置目的に合致しない自動販売機は設置しません。
- ・利用者の利便性向上のため、設置場所等を見直します。

イ 設置内容

- ・飲料水（通常自販機）…………… 24台
- ・飲料水（ユニバーサル）…………… 12台
- ・アイスクリーム…………… 2台
- ・プロテイン系…………… 2台

(3) 利用者の要望等把握及び対応方針

利用者にとって満足度の高い公園を実現するため、情報を効率よく効果的に収集し、ニーズや要望または苦情等を把握するとともに、対応の必要なものは速やかに応えられるよう取り組みます。

ア 要望等の把握方法

(ア) 意見箱の設置

利用者が簡単に要望等を伝えることができるよう、陸上競技場及び体育館のロビーに意見箱を設置します。

また、サイレント・カスタマーを防ぐために匿名性を維持し、投函しやすい環境に配慮します。

(イ) アンケート調査

施設全体の利用満足度や教室の参加満足度など、様々な場面でのアンケートを年4回以上実施し、速やかに分析・評価・対策等に活かしていきます。

(ウ) その他の主な取り組み

より幅広く情報を収集するために、インターネットの活用、利用者から生の声を聴くなど、日ごろから情報収集に努めます。

(エ) 対応方針

集まった情報を分析・分別し、対応が必要なものについては緊急度別に優先順位をつけるなどして、可能な限り応えられるよう取り組みます。

6 災害・事故等の未然防止と緊急時の対応

(1) 未然防止の対策

全職員の理解と心構えにより、万全の未然防止体制を確立します。

ア 火災・事故などの未然防止

起こさないための対策及び発生後の対策の両面から万全を期して取り組みます。

(ア) 火災への対策

公園内でも特に火災発生の可能性が高い電気室などを重点的に確認し、雷などによる自然発火も想定して対策します。

消防設備は専門業者による保守点検において常に正常に作動できる状態を保つとともに、発生に備えて消防計画に基づき、消防機器・防火シャッターの点検を欠かさず、消火器の使用方法を含めた総合的な消防訓練を年2回実施します。

(イ) 地震・津波の事前対策

県が策定した鳥取県震災対策プラン（平成31年度改定）に基づき、万が一の際に被害を最小限に食い止められるよう、定期的な訓練により職員自身の安全を確保するとともに、利用者を安全に避難誘導できるよう取り組みます。

また、けが人に対する応急用具や避難に必要な道具など、主なものを下記3つの項目に分け常備します。

緊急資材	避難誘導資材	災害対策資材
・救急箱 ・担架 ・AED ・毛布 ・タオル ・氷 など	・懐中電灯 ・メガホン ・トランシーバー ・ヘルメット ・ホイッスル など	・スコップ ・ロープ ・荷車 ・非常用ラジオ ・ブルーシート ・レインコート など

(ウ) 事故への対策

予見回避義務に基づいた安全対策を行い、園内巡視や定期点検等を徹底して行います。遊具などの危険性の高い施設は、職員の日常点検を欠かすことなく事故を未然に防ぎます。点検等により危険箇所を発見した場合は速やかに立ち入り禁止措置等を行い、利用者の安全を確保します。

【主な事故防止の取り組み】

園内巡視	植栽管理	遊具の管理	禁止措置
・側溝のはずれ ・建物ひび割れ ・腐食の確認	・ぶら下がり枝 ・枯損木の撤去	・目視、触診 ・ねじのゆるみ	・コーンバー等での立ち入り禁止措置及び掲示による注意喚起

(エ) 感染症の未然防止

2019年に始まった新型コロナウイルス感染症により身に着けた対策を、必要性を判断しながら継続し、その他さまざまな感染症への対策に繋がります。

【継続する対策】

- ・アルコール消毒液の設置
- ・看板などによる手洗い、マスク着用の呼びかけ
- ・水たまりの除去、防虫剤の設置

(オ) 蜂対策

自然の多い公園内では、春先から秋の終わりごろにかけて、蜂（主にスズメバチ）が発生することがあるため、事前に蜂捕獲器を設置し蜂の増殖を防ぐとともに、蜂や巣を発見した際は速やかに駆除します。

(カ) マムシ等への対策

令和元年に園内でマムシにかまれる被害が発生したことにより、マムシを含める蛇への対応を強化します。園内でマムシが発生する可能性の高い場所には掲示による注意喚起を行い、いざというときの準備としてスネークキャッチャーを常備します。

(キ) 小型無人機（ドローン）の取り扱い

県が示す「県立都市公園における小型無人機等の飛行に係る取扱いについて」に基づき、禁止とする行為に抵触しないよう注意を促し、使用者にも来園者にも安全に使用していただきます。

イ 防犯対策

(ア) 職員による巡回

毎日2回（午前1回・午後1回）の巡回を行い、特にトイレや更衣室など周囲から見えにくい場所は重点的に確認するとともに、あいさつ等で積極的に声掛けを行うことで不審行動の抑止となるよう努めます。

(イ) 警察との連携・防犯研修の実施

警察の協力を得て防犯訓練を行い、本番さながらの実技によって対応を身につけます。また、公園内の犯罪が起こりそうな場所や改善策など現地を見ながらアドバイスいただき、日ごろの防犯に活かしていきます。

(ウ) その他の主な取り組み

- ・犯罪の可能性が高い場所への防犯カメラ設置
- ・外部委託業者や警察との連携
- ・見通しの良い公園、明るい公園の環境整備（照明増設、植栽管理）

ウ スポーツ活動における事故等未然防止

スポーツ活動は道具を使うものや激しく体が接触するものなど、事故やけがに繋がりがやすいため、施設の瑕疵によって事故等が起こらないよう取り組みます。

(ア) 日常点検による危険回避対策

小さな気づきが重大事故を防ぐという意識を常にもち、施設や設備・器具の日常点検を

丁寧にを行うことで、ネジの緩みやフロアの水分、芝生の凹凸など些細な異常も見逃さずに対応します。

(イ) 熱中症の未然防止

高齢者や子ども達にとっては命も落としかねない熱中症に対し、下記の対策により未然防止に努めます。

- ・チラシやポスター、窓口でのモニターによる呼びかけなどの注意喚起
- ・ミストの設置
- ・熱中症予防に係る常備品の確保
- ・適切な冷房の活用
- ・WBGT指標系の活用と情報提供
- ・扇風機の活用

(ウ) その他の主な取り組み

- ・自己管理に役立てるための体重計・血圧計の設置
- ・準備運動やストレッチの指導
- ・張り紙や巡回によるルール・マナーの遵守

エ AED（自動体外式除細動器）の取り扱い

突発的な心臓停止に対する処置は1分1秒を争うため、広大な敷地を保有する公園では様々な場所で事故が起こることを想定して、迅速に対応できるよう取り組みます。

- (ア) 公園全体をカバーするため、7台のAEDを適切な位置に配置します。
- (イ) 誰にでも設置場所が分かるよう、張り紙等で掲示します。
- (ウ) 1日1回の日常点検を行います。
- (エ) 全職員がAED使用法及び心肺蘇生法の講習を2回以上受講します。

オ 応急処置に必要な備品の常備

園内での様々な活動中に起こりうるケガ等に対応するため、応急処置に必要な備品を陸上競技場・県民体育館・テニス場・野球場に常備します。

(2) 緊急時の体制・対応

危機管理マニュアルに基づき各種訓練を実施するなど、万が一の緊急時に適切に対応できるよう体制を整えます。

ア 災害時における対応

- (ア) 火災時には消防計画に基づき、自衛消防隊を組織して対応します。
- (イ) 地震時には津波が発生することを念頭におき下記のとおり対応します。

対応	職員の行動
1次対応	○「緊急時地震速報」「津波警報・注意報」が発令されたことを放送する ○利用者を落ち着かせ、揺れがおさまるまで待機する ○移動できればドアを開放し避難口を確保する ○津波警報発令の際は、高台（展望台など）へ避難誘導する

2 次対応	○園内や建物の外観を点検した後、細部の点検を行う ○建物等に大きな被害がなくても、電気・水道の供給が停止している場合は、避難所としての開設を見合わせ、詳細な確認と県・市との協議の上、慎重に対応を行う。
-------	--

(ウ) 台風・豪雨・積雪の場合

天気予報等の情報を注視し、下記のとおり対応します。

対応	職員の行動
1 次対応	○インターネット等で情報を入手し、植栽の養生やごみ箱を固定する ○看板等飛ばされる恐れがあるものは移動または撤去する ○無料バスケットゴールを移動する ○必要があれば自主事業などを中止し、競技大会等は主催者と協議する ○被害があれば県と協議しながら対応する
2 次対応	○適時、園内巡視を行い被害状況の把握等に努める ○故障・損傷・積雪などは、早急に復旧作業を行う

イ 事故発生時における対応

(ア) 事故者の救護

事故発生時の通報等を受けた場合は、職員が速やかに現場に向かい、状況により被害者の救護、救急車の要請・誘導を行うとともに、必要に応じて警察等への連絡を行います。

(イ) 速やかな対応と事故報告

被害者の救護を迅速に指示するとともに、園長への事故発生一報及び処理後の報告事務を速やかに処理し、事務局及び県へ報告します。

(ウ) 二重事故の防止

事故発生現場において度重なる事故が発生しないよう、速やかに施設の立入や利用の制限を行うとともに、応急処置・修繕を行い再発防止に努めます。

(エ) 事故の再発防止

事故の状況を記録・分析し、原因を明確にしたものをデータとして蓄積・共有することで、可能な限り対応策を講じ、事故が再発しないよう取り組みます。

ウ 不審者対応

状況により 3 段階で判断し、下記のとおり対応します。

対応	不審者の状況	職員の行動
1 次対応	不審行動がみられる	○対象者の行動を観察する ○2 名以上の職員で対応し、声掛けなどを行う
2 次対応	明らかな不審行動	○警察へ連絡する ○利用者の避難または準備をする
3 次対応	危害を加えると判断した場合	○利用者の避難を行う ○警察到着まで、不審者を刺激しないよう対応する

	合	○危害を加えてきたら「さすまた」を使用し対応する
--	---	--------------------------

エ 応急手当・心肺蘇生の対応

(ア) ケガ等に対する応急手当

活動中に起きる主なケガは、捻挫・打撲・肉離れが大半であり、症状の程度に関係なく「RICE」処置により様子をみます。

骨折等の疑いがある場合は、救急車を要請し、指示を仰ぎながら対応します。

(イ) 心肺停止などに対する対応

心肺・呼吸の停止を確認した場合、直ちに救急車の要請を行うとともに、職員間で連携し心肺蘇生法及びAEDの準備を行います。1人での対応を迫られた場合は、利用者等へ協力を求め、適切な指示を行い、救急隊の到着まで可能な限りの対応をします。

オ 急な傷病への対応

近隣医療機関の一覧や、休日の救急対応可能な医療機関の掲示などで、特に土地になじみのない方が速やかに対応を考えられるよう案内します。

カ 受援体制

避難指示等があった自治体において、人的・物的両面の応援・受援に関する具体的な運用方法・役割分担を整理し、大規模災害等が発生した場合の受援体制を構築します。

(ア) 考え方

応援要請等があり災害対策所として開設した場合、現地支援本部と連絡調整し、県や市の応援自治体の受け入れを行います。また、受援担当者を速やかに決定し応援状況の把握、応援に係る調整等を行います。

(イ) 受け入れにおける具体的業務

- ・ 応援要請の受け入れ
- ・ 応援自治体からの支援の申し出の受付
- ・ 応援自治体の業務環境整備
- ・ 情報提供や応援要請内容の連絡
- ・ 人的・物的受援状況の把握
- ・ 災害後の報告、情報収集、伝達

(ウ) 防災公園としての取り組み

布勢公園の地域防災計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、県民に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害予防などに関し県及び防災関係機関と連携し、県民の生命を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することの趣旨を理解し取り組みます。

・ 避難場所としての体制・対応

過去に実施された避難所としての対応を通して得た経験を活かし、施設側の課題や問題点を把握し、今後の対策に活かします。

・ 避難所の運営

避難所運営マニュアル（鳥取県標準モデル）に基づいて、県や市の職員と連携して、避難所の設置、管理運営、避難者の受け入れなどを行います。

・人員体制

避難所の運営人員に不足がある場合は、可能な限り職員がサポートします。

・物資について

県や市と連携し、避難所として必要な物資の充実を図ります。

(エ) 広域防災拠点として

布勢公園は県内1つの広域防災拠点となっており、東郷湖羽合臨海公園南谷広場、鳥取県消防学校など、広域防災拠点の機能を分担できる施設と連携し取り組みます。

(オ) ヘリコプターの離発着について

球技場及び中央広場は広域搬送拠点（SCU）に設定されており、緊急時にはヘリコプターの離発着があることから、利用者の安全確保や救急車の搬送が円滑に行われるよう適切に対応します。

キ J-アラートシステムを活用した緊急体制

緊急情報を受信した場合は速やかに利用者の安全を確保し、適切な対応を行います。

また、国や県が行う情報伝達訓練に積極的に参加し即応体制を整えます。

ク その他の対応

(ア) PM2.5、黄砂などに関する注意喚起

鳥取県環境立県推進課が発信する情報をデジタルサイネージ等を活用しロビーに掲示するなどして注意喚起します。

(イ) 差別落書き等

県が定めた「差別落書き未然防止指針」により対応し、万が一発見した場合は「差別落書き対応要領」に基づき適切に対応します。

(ウ) 事故・被害等の報告

施設や設備に係る事故・被害が起こった際には、来園者及び従業員の身体、生命に危険が伴う場合や、施設の管理・運営に大きな影響が生じる場合には速やかに県に報告します。

(3) 賠償責任保険の加入

管理者として瑕疵がある事故や被害等が起こった場合の補償に備えて下記の保険に加入します。

ア 公園全体に関わる保険

保険の種類	対象	保証額
施設所有者賠償責任保険	対人	1億円／1事故 10億円
	対物	1事故 500万円
	免責	1事故 1,000円

イ スポーツ教室に関わる保険

保健の種類	対象	保証額
スポーツ安全保険	教室活動中のケガ 経路往復中の事故	死亡 600～3,000 万円
		後遺症 600～3,000 万円
		入院 1 日 1,800～4,000 円
		通院 1 日 1,000～1,500 円

ウ イベントに関わる保険

保健の種類	対象	保証額
イベント保険	イベント活動中のケガ 経路往復中の事故	死亡 100 万円
		後遺症 100 万円
		入院 1 日 1,500 円
		通院 1 日 1,000 円

7 既存のネーミングライツ命名権者を活用した取組の提案

既存のネーミングライツ命名権者を活用し、その愛称などの定着・周知・普及を図るため、下記のとおり取り組みます。

ア ネーミングライツ企業の冠イベントの実施

自主事業イベント等にネーミングライツ愛称を付けた冠イベントを実施します。

イ ネーミングライツ企業との連携

ネーミングライツ企業による社会貢献活動や施設を利用した社内レクリエーション活動に全面的に協力します。

また、毎年11月に開催する年に1度の大規模自主イベント「緑の感謝祭」に企業ブースを設置するなど、イベントの充実に向けて連携します。

ウ 公用車や移動遊具にネーミングライツ愛称ステッカーを貼付

公用車や公用自転車、大型移動遊具等にステッカーを貼付け周知に努めます。

エ パンフレットや封筒などの印刷物への表記

施設のパンフレットや封筒に愛称を記載し周知に努めます。

オ 布勢公園ホームページに愛称の記載や企業カラーを使用することで周知に努めます。

カ 関係機関への愛称使用、周知の働きかけ

大会関係者や報道機関がポスター等で広報する場合には、ネーミングライツ愛称を使用するよう働きかけます。

8 管理経費

安全・安心な公園管理、利用者へのサービス向上を図りながら、管理経費の効率化を進め、安定的に管理・運営が行えるよう収支計画を策定します。

(1) 管理経費の効率化の考え方と収支計画

安全を確保するための施設の修繕や利用者への更なるサービス向上を図る項目に重点

的に予算を配分し、各事業では費用対効果を十分に分析し経費の削減に努めます。

ア 重点的に予算を配分する項目

項目	主な内容
施設の修繕・更新	築40年以上経過し老朽化が著しいため、全体的に施設の修繕が必要であり、来園者の安全・安心を第一に修繕を行う。
公平な公園づくり	看板の更新等によりグローバル化を図る。 園内の電気設備をLEDに移行し環境整備を行う。
緊急時の対応	AEDや消火器の設置に係る更新等は速やかに行う。
サービス向上	サービス向上への積極的な改修や設備の導入を検討する。
競技力向上とスポーツ活動の推進	イベント布勢スプリントやその他プロスポーツの誘致等により、来園者に一流選手の競技を身近に感じていただける環境を提供する。

イ 経費の節減

項目	主な内容
費用対効果	費用対効果を分析し効率よく執行する。 軽微な修繕等で安全面等を担保できるものは、職員による修繕で対応する。
契約の見直し	特に電力や水道などの契約を常に見直す。
委託業務	原則複数年契約の競争入札で委託費の縮減につとめる。
無駄の排除	職員が節電・節水を徹底し、利用者の協力も得る。
省エネ化	照明器具のLED化など
ワークライフバランス	働き方改革を進め、有給取得や時間外削減に努める。

9 組織及び職員の配置

(1) 管理・運営の組織

ア 施設長の人選

管理責任者である施設長には、都市公園の管理・運営やスポーツ振興事業に長年携わってきた経験豊富な人材を配置します。

イ 管理・運営の体制

(ア) 職員の配置

指定管理委託業務仕様書の職員配置義務に該当する資格や経験を有する職員を適正に配置します。

また、県民体育館トレーニングルームにおいては、民間ボランティアによるサブトレーナーを配置することで、トレーニング指導等の充実を図ります。

【参考：令和6年度 職員配置状況】

役職	人数	指定管理委託業務仕様書の配置義務（ ）表示及
----	----	------------------------

		びその他の業務内容
園長（正職員）	1名	（2）管理責任者、（5）スポーツ施設管理士
次長（正職員）	1名	（2）管理責任者の補佐、その他全般業務
スタッフ（正職員）	4名	（3）受付業務、（4）スポーツ指導等業務、その他全般業務
スタッフ兼体育指導員（正職員）	2名	（3）受付業務、（4）スポーツ指導業務、（5）スポーツ施設管理士、その他管理・運営業務、（6）芝管理3年以上経験者、（7）植栽管理3年以上経験者、その他全般業務その他管理・運営業務及び外部での体育指導等業務
常勤嘱託職員	10名	管理・運営の補助業務、電気設備専門業務など
非常勤嘱託職員	6名	管理・運営の補助業務、公園美化業務など （障がい者の雇用促進2名含む）
合 計	24名	

【参考：指定管理委託業務仕様書 人員体制 抜粋】※項目番号は仕様書のとおり

（2）管理責任者（以下「園長」という。）を1名配置すること。 なお、管理責任者が不在であっても管理及び緊急時の対応が可能な職員を常時1名以上配置すること。	2名配置
（3）受付業務には、利用時間中、窓口のある陸上競技場、県民体育館に常時各1名以上配置すること。	22名配置
（4）公園利用者にスポーツ・レクリエーションの指導・助言を行い、かつ陸上競技場及び県民体育館のトレーニングルームでの指導等を行うため、（公財）日本スポーツ施設協会公認トレーニング指導士又は（公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格を有する専任の職員を1名以上配置すること。	2名配置
（5）布勢公園は、第1種公認陸上競技場を有する等、高水準の施設の維持管理が必要とされるため、（公財）日本スポーツ施設協会公認体育施設管理士（以下「スポーツ施設管理士」という。）の資格を有する職員を1名以上配置すること。	3名配置
（6）陸上競技場、補助競技場、球技場、多目的広場の芝グラウンドの適正な管理の為、洋芝（ティフトン等）の競技用芝グラウンドを3年以上管理した経験を有する専門職員（グラウンドキーパー）を1名以上配置すること。ただし、芝グラウンドの管理を第三者に委託する場合には、委託業者にその能力を有する者により管理させること。なお、この場合においても、指定管理者は、競技用芝グラウンドを通算で3年以上管理した経	1名配置

験を有する職員を1名以上配置すること。	
(7) 布勢公園内の植栽の適正な管理のため、国土交通大臣認定1級造園施工管理技士及び厚生労働大臣認定1級造園技能士の資格を有する職員を各1名以上配置すること。 ただし、植栽の管理を第三者に委託する場合には、委託業者にその資格を有する者により管理させること。なお、この場合においても、指定管理者は、3年以上の植栽管理経験を有する職員を1名以上配置すること。	1名配置

(2) 継続雇用に関する方針

本会は、引き続き施設管理・運営に従事することを希望する者の継続雇用を原則とし、「人材は財産」と考え、県民の体力向上及びスポーツ精神の高揚の実現に向けて、職員一人一人がいきいきとやりがいをもって働き、もてる力を最大限発揮できる職場を目指します。

また、心身の健康問題を抱える人のためにも、メンタルヘルスの大切さを認識し、ワーク・ライフ・バランスを実現させるために、積極的に働き方改革を進めていきます。

(3) 障がい者又は高齢者の雇用

障がい者又は高齢者（65歳以上）の雇用計画については、以下のとおり計画し実施します。また、今後に向けて障がいの有無などに関わらず、全ての職員がバリアなく働けるよう事務室内のバリアフリー化につとめます。

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数
障がい者	施設管理	非常勤嘱託	19日	公園美化	2人
	計				2人
高齢者	電気技師	常勤嘱託	21日	電気・機械設備保安全管理	1人
	施設管理	常勤嘱託	21日	夜警、受付、公園美化	1人
	施設管理	非常勤嘱託	19日	夜警、公園美化	2人
	計				4人

(4) 日常の職員配置

勤務ローテーションは、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うため、適正に職員を配置します。

なお、園長不在時に緊急事態が発生した場合は、緊急連絡網を用いて園長及び事務局に連絡し、一時対応が遅れない体制を整えます。

(5) 人材育成

よりよいサービスの提供や安全・安心な施設の管理・運営を行うためには、職員の資質・能力の向上が不可欠であり、本会では、多様な方策による人材育成に積極的に取り組みます。

ア 就業体制・労働法規遵守・福利厚生の体制

労働基準法やその他労働関係法規を遵守した就業体制を確保するため、職員及び嘱託職員就業規則に基づき、過重な業務の負担を強いることのないよう取り組むとともに、万が一公正な職務執行を脅かす疑いがある場合は、調査、告発、再発防止措置をとります。

また、福利厚生は、必要な社会保険に加入するとともに、仕事と生活の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスのサポートに関する制度を整備します。

各種休暇の取得促進	有給休暇、介護休暇、育児休業などの取得を促進し、時間外労働を削減するため積極的に働き方改革を推進します。
職員の安全及び健康の確保	労働安全衛生法に基づき、職員安全衛生管理規程を制定し、健康管理を委嘱します。また、全職員に年1回の健康診断を義務付けます。
各種相談窓口の設置	事務局にハラスメントに関する相談窓口を設置します。
職員勤務評価の実施	組織の活性化と職員のモチベーションを高めるため、日常の業務を客観的かつ公平・公正に評価します。
定年後の継続雇用制度	職員が安心して働き続けることが出来るよう定年後の継続雇用制度を設けます。
互助会への加入	職員やその家族を対象として、文化活動や健康づくり、資格取得などを助成する制度に加入します。

イ 研修・講習計画

職場内研修、外部・集合研修など、体系的な研修を行い、職員の資質向上に努めます。
また、資格の取得や研修会に参加しやすい体制を整えます。

(ア) 研修計画

接遇、危機管理、障がい者対応など、管理・運営のために必要な研修を定期的に行います。

(イ) 外部・集合研修

外部で開かれている研修会や、資格取得のための講習会などに積極的に参加し、幅広い分野の知識を習得します。

(ウ) 人権啓発研修

外部で開催される人権研修への参加を年2回義務付けることで、その他の研修等への意識を高め、職員一人一人が自発的に研修等を行うことで資質向上を図ります。

(エ) 資格取得、研修会の受講の推進

指定管理を受託する上で必要な資格や、管理・運営をよりよくするために必要と判断した資格・研修などを取得・参加しやすくするため、職務の免除及び経費の補助制度を導入します。

10 その他の計画等

(1) 他の管理施設との連携

長年にわたり鳥取県内のスポーツ施設を維持管理してきた経験を最大限に活かすため、維持管理を受託している全ての施設を連携させ、一体となって施設の維持管理に取り組みます。

ア 当協会の組織と基本方針

鳥取県におけるアマチュアスポーツの統括団体として、加盟団体(65団体)を含め、県内における体育・スポーツ関係機関等と連携し、広く県民にスポーツの生活化を推進するとともに競技力向上につとめ、県民に夢、希望、感動、活力をあたえるスポーツ活動の一層の推進を図ることを基本方針とします。

イ 公園・スポーツ施設の管理運営に精通した人材

国民スポーツ大会をはじめとした全国大会などで活躍するアスリートやさまざまなスポーツ指導を行うことができる人材を多数雇用していることから、施設を利用する競技者、指導者としての目線でスポーツに精通した施設の管理運営が可能です。

スポーツ指導資格に加え、公園管理運営士をはじめとした公園管理に精通した有資格者も在籍しており、より安全・安心なサービスを提供します。

(2) 社会貢献活動

ア 地域との連携

委託業務、修繕、消耗品の購入などは、県内事業者への発注につとめ、鳥取県の経済活性化に貢献します。

また、新しく職員の雇用が必要となった場合は、鳥取県出身者を積極的に採用し、地域に根差した運営に取り組みます。

イ 職場体験、インターンシップの受け入れ

県内の中高生の職場体験や大学生のインターンシップを積極的に受け入れ協力します。

ウ 障がい者就労施設及びシルバー人材センターへの支援

イベント参加賞などの物品調達を積極的に行い、就労機会の確保に取り組みます。

エ ボランティア団体との連携

地元老人会、企業、学校などと連携し、公園内の花壇や緑地の修景管理、園内の清掃活動、イベント等の運営サポートなど、参加される方と地域に密着する公園づくりを継続して取り組みます。

(3) 園内の禁煙・分煙

公園敷地内での喫煙は、屋外の定められた場所に限り可能とし、その他はすべて禁煙とします。

また、受動喫煙等を考慮し、喫煙場所の縮小化や移動等見直しを行います。

(4) スポーツ安全保険の推奨

当協会が受託しているスポーツ安全保険業務の一環として、スポーツ活動を行う方々を中心に保険の周知に努めるとともに、自主事業においては万が一に備え加入を義務付けます。

(5) 職員駐車場

通勤のために必要な職員駐車場は、あらかじめ県から都市公園法第5条に基づき許可を受け、使用料を納入します。

(6) 都市公園としての役割

ア 都市公園のストック効果について

国土交通省が示す9つのストック効果を十分に理解し、特に県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興をはかる中核施設であることから、健康・レクリエーション空間提供効果について、最大限の効果が発揮できるよう取り組みます。

イ 健康・レクリエーション空間提供効果

自然とのふれあいや屋外レクリエーション、余暇活動の場として利用されることで、子どもから高齢者まで幅広い世代の心身のリフレッシュや健康増進等に寄与するため、下記4つの機会・空間を提供します。

- ・スポーツに親しむ機会・・・スポーツ教室、イベント
- ・自然の中でリフレッシュする機会・・・散策道の整備、花や緑の充実
- ・健康的なライフスタイル・・・運動指導、ニュースポーツの提供
- ・レクリエーション空間・・・花見やバーベキュー等

(7) Googleマップ等のデジタルツールを活用した管理運営

Googleマップを活用し、公園の魅力や混雑情報等を発信します。

また、デジタルツールが普及した昨今に合わせ、デジタルトランスフォーメーションを活用した職員間の連携、情報共有、蓄積、分析を行い、質の高い管理運営を行います。

1 1 利用者数見込み及び収支計画

(1) 利用者数見込み 948, 287人

(2) 収支計画

(単位：千円)

	科目	金額
収入項目	施設使用料収益	43,156
	教室参加料収益	8,002
	イベント収益	4,700
	雑収益	400
	自動販売機手数料	10,150
	県委託料	328,556
	収入合計	394,964
支出項目	給料手当	49,783
	賃金	7,369
	福利厚生費	14,997
	報酬	649
	職員手当	18,882
	旅費交通費	308
	通信運搬費	1,284
	消耗品費	6,084
	修繕費	19,551
	印刷製本費	1,458
	燃料費	6,000
	光熱水料費	83,489
	賃借料	2,572
	保険料	1,655
	租税公課	8,175
	報償費	3,115
	食糧費	37
	手数料	2,231
	委託料	166,164
	負担金補助	1,161
	支出合計	394,964
収入合計 - 支出合計		0

1 2 処遇改善計画

別添「処遇改善計画」のとおり

令和7年度 鳥取県立布勢総合運動公園施設職員に係る処遇改善計画

(参考様式 4)

(単位:円)

令和7年度処遇改善に係る上限額 A	前年度処遇改善計画上の 処遇改善後人件費		令和7年度処遇改善後人件費		処遇改善額 D (C-B)	処遇改善率 D' (D/B)	給与月額改善率 E' (E/B')	給与月額改善額 E (C'-B')	処遇改善に係る 予算執行率 (D/A)	令和7年度 処遇改善に係る 指定管理料
	年間人件費 B	平均給与月額 B'	年間人件費 C	平均給与月額 C'						
7,567,000	80,683,264	180,822	85,013,363	193,966	4,330,099	5.4%	7.3%	13,144	57.2%	4,330,099

※B、C欄には、基本給、賞与、時間外手当等の含手当、事業者負担の社会保険料等の法定福利費を含む人件費総額を記入すること。

※B'、C'欄には、基本給、時間外手当等の各手当を含む1人あたりの平均給与月額を記入すること(賞与を除く)。

※「処遇改善に係る指定管理料」は、「処遇改善に係る上限額 A」の範囲内とする。

※初年度分については、「前年度処遇改善計画上の処遇改善後人件費」を「令和n年度収支計画」とする。